

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（抜粋）

（職員）

第88条の3 児童家庭支援センターには、法第44条の2第1項に規定する業務（次条において「支援」という。）を担当する職員を置かなければならない。

2 前項の職員は、法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。